

(関連分野) 農林水産業	(事業の名称) 農業分野における短期雇用創出事業
(関係省庁名) 厚生労働省、農林水産省	事業の概要
(事業内容)	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託を受けた事業者は、地域の関係機関（都道府県、市町村、就農相談センター、JA、ハローワーク等）と協力し、短期労働力を必要とする農業法人等や、短期の就労を希望する離職者等に対し、求人情報の収集・提供を行い、短期就労希望者を雇用する。</li> <li>委託を受けた事業者は、地域の関係機関と協力し、短期就労を希望する離職者や短期労働力を必要とする農業法人等に対し、就労のための研修や事業の普及・啓発等を行う。</li> <li>委託を受けた事業者は、就労希望者を農業法人等に派遣し、產地や生産物の内容により、野菜や果樹の収穫・集出荷・加工など、農業分野において短期的に労働力が必要な業務のうち、離職者等の能力に応じて適切な作業において、就労者は生産活動に取り組む。</li> </ul>
(利用者の規模) 地域の求人の状況による。	
(利用料)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の自由設計。ただし、原則として、雇用希望者、受入側の法人等からは紹介、情報提供等に対する利用料は無料とする。</li> </ul>
(委託費水準)	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村→事業実施団体→農業法人等での就労者 雇用者1人あたり7,540円×平日21日×6ヶ月=95万円と仮定。 ※予算積算単価（アルバイト賃金（地方等））で計算</li> </ul>
(関係者の役割)	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村：事業実施主体、または事業実施主体への委託</li> </ul>
(委託先の選定・監督、地域の関係機関との連携体制の構築など)	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県：都道府県基金からの市町村への助成、市町村への全般的な相談・助言、連携体制の構築など。または直接事業の実施。</li> <li>国：新規就農に関する相談・助言、関連施策の紹介、関係機関等への協力要請など。</li> </ul>
(事業展開に必要な事項・規制緩和など)	
(期待される効果)	

定性的効果：

- ・農業生産に積極的に取り組む産地の育成、将来の農業の担い手の育成・確保（きっかけづくり）に資する。

(先行事例)

- ・大分県においては、地元企業における非正規労働者の雇用契約解除を受け、市がJAに協力を依頼し、JAでの雇用受入や、JAが離職者等に対して地域の雇用を希望する農家への紹介等を実施している。

(期間後の取扱い)

- ・平成24年度以降は、必要に応じ、農業法人等の独自の雇用に切り替える。ただし、地域の関係機関による情報提供、研修等の支援については継続的な実施も検討。  
また、短期雇用終了後、継続的に就農を希望する者に対して関係機関による就農支援が必要。

(関係省庁担当者連絡先)

農林水産省経営局人材育成課 課長補佐 石橋 / 係長 魚住  
電話番号：03-3501-1962 / ファックス：03-3593-2612

(関連分野) 農林水産業	(事業の名称) 園芸産地短期雇用確保・新規参入促進事業
(関係省庁名) 農林水産省	<b>事業の概要</b>
(事業内容)	<p>市町村、農協等を構成員とする産地協議会等を核として、臨時雇用者の確保や就農支援活動を実施する。主なメニューとしては</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 園芸農業の作業集中期である育苗、定植、受粉、摘果、収穫、選別、集出荷作業等への円滑な労働力（臨時雇用者）の確保 想定される主な費用→臨時雇用賃金、住居手当、世話人手当</li> <li>② 熟練作業が必要な収穫作業等に関する研修（0JT） 想定される主な費用→研修費、受入農家への手当（指導料等）</li> <li>③ 産地内で労働力を調整するためのコーディネーター確保 ※想定される主な費用→世話人手当（地元、外部）</li> </ul> <p>（人員等の基準）</p> <p>原則として、事業実施主体の自由設計。ただし、募集にあたっては、ハローワークと連携し、離職者、派遣切り労働者等を可能な限り優先的に採用する。</p> <p>（委託費水準）</p> <p>都道府県、市町村の自由設計とする。</p> <p>（試算（例））</p> <p>都道府県→産地協議会等（産地単位が市町村区域を越える場合） 市町村→産地協議会等（産地単位が市町村の区域内に入る場合） ※期間は1ヶ月（30日）を想定。募集に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 臨時雇用確保 1産地（集出荷場）あたり           <ul style="list-style-type: none"> <li>20名（集出荷場作業10名、収穫・運搬作業10名） 1名あたり雇用賃金 <math>7,000円 \times 30日 = 21万円</math></li> <li>1名あたり住居手当 10万円</li> </ul> </li> </ul> <p>小計 <math>21万円 \times 20名 + 10万円 \times 20名 = 620万円</math></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>② OJT研修費 1産地（集出荷場）あたり5名（臨時雇用からの希望者） 1名あたり研修費 <math>7,000円 \times 30日 = 21万円</math></li> <li>1名あたり受入農家手当 10万円</li> </ul>

小計 21万円×5名 + 10万円×5名 (農家) = 155万円

③ 産地内で労働力調整・フォローするためのコーディネーター確保

1産地あたり 1名 10万円

④ 募集企画に要する経費

1産地あたり 30万円  
総計 815万円

(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)

制度改正: 特になし

(期待される効果)

定性的効果:

- ① 繁忙期の収穫、集出荷作業等の人員支援が実現することにより、安定した集出荷量の確保が図られ、産地力が強化される。
- ② OJT研修を通じ、熟練した作業人員が確保されるとともに、将来に向けた新規就農者の育成確保にもつながる。
- ③ 世話人の活動費を補助することで、雇用者と雇用主・受入農家との調整・コーディネートが円滑に進むとともに、産地での受け入れ体制も構築される。

(先行事例)

愛媛県八幡浜市真穴(まあな)みかんの里雇用促進協議会(JA、市町村等で構成)において、収穫期の収穫作業、運搬作業、選果場作業に「真穴みかんアルバイター」を募集し、労力を補完。農家ホームステイ、青年部との交流など、地域ぐるみで対応しており、平成6年以降、毎年80人前後のアルバイターを安定して受入。

(期間後の取扱い)

新規就農を希望する場合、既存の新規就農支援対策において対応可能。

(関係省庁担当者連絡先)

農林水産省生産局生産流通振興課 課長補佐 及川/係長 大久保  
電話番号: 03-6744-2113 / ファックス: 03-3502-0889

(関連分野)  
農林水産業

(事業の名称)

グリーン・ツーリズムの推進に伴う新たな雇用創出事業

(関係省庁名)

農林水産省、厚生労働省

**事業の概要**

グリーン・ツーリズムの推進に関する事業を行った場合、以下に挙げるような雇用創出効果があり、雇用が創出された場合には、その雇用に係る人件費として「ふるさと雇用再生特別交付金」に基づく都道府県基金を活用することが可能。

(具体例)

- ・受入地域における地域コーディネーターや体験インストラクター等の育成・雇用
- ・グリーン・ツーリズム旅行商品や着地型体験商品の企画・開発スタッフの雇用
- ・農林漁家民宿や農林漁業体験民宿等の整備に伴う運営スタッフの雇用
- ・農林水産物直売所、農林漁家・農山漁村レストラン等の運営スタッフの雇用
- ・農産物加工施設や加工グループ、観光農園、市民農園、クラインガルテン、各種交流・体験施設の整備、地域通貨等のコミュニティビジネスの運営スタッフの雇用
- ・グリーン・ツーリズムを通じたまらづくり、棚田等の景観保全、自然環境の保全・再生に取り組むスタッフ、地域案内人等の育成・雇用
- ・農林漁業や農山漁村が有する癒し効果、教育的効果等を利用して健康ビジネス、教育ビジネス等のスタッフの育成・雇用

(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)

(期待される効果)

定性的効果：中山間地域をはじめ、農林漁業生産だけでは地域での雇用確保が困難な農山漁村において、グリーン・ツーリズム等都市との交流事業を通じた新たな雇用の創出や交流人口を対象とした新たなアグリビジネス・コミュニティビジネスによる雇用の創出

(先行事例)

(期間後の取扱い)

グリーン・ツーリズムの推進など、それぞれの事業の継続に必要な人材であることから、ふるさと雇用再生特別交付金の期間後についても、引き続き雇用される。

(関係省庁担当者連絡先)

農林水産省農村振興局都市農村交流課 課長補佐 杉原 / 係長 松下  
電話番号：03-3502-0030 / ファックス：03-3595-6340

(関連分野)

農林水産業

(事業の名称)

耕作放棄地リフレッシュ事業

(関係省庁名)

農林水産省、厚生労働省

**事業の概要**

(事業内容)

耕作放棄地に繁茂した雑草や灌木の刈払・拔根等の作業を、地方公共団体が直接又は委託（委託先：農業公社、JA、土地改良区、農業法人、民間企業等）して実施し、耕作放棄地の有効活用に資する。

(人員等の基準・事業規模・委託費水準)

市町村の自由設計（委託費水準は、例えば、作業員の賃金相当を支払う場合、約1万円/人/日）

(関係者の役割)

- 市町村：事業実施（直接実施又は委託。委託の場合は委託先の選定・監督）
- 都道府県：都道府県基金から市町村への助成、市町村への全般的な相談、助言、又は事業実施（直接実施又は委託。委託の場合は委託先の選定・監督）
- 国：耕作放棄地対策全般に関する相談・助言

(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)

(期待される効果)

定性的効果：耕作放棄地の有効活用と、耕作放棄地が及ぼす周辺地域への弊害（病虫害の発生や鳥獣被害の拡大、景観の悪化、廃棄物不法投棄等）の解消

(先行事例)

(期間後の取扱い)

(関係省庁担当者連絡先)

農林水産省農村振興局農地資源課 専門官 瀧川 / 係長 湯浅  
電話番号：03-6744-2442 / ファックス：03-3592-0302

(関連分野)

農林水産業

(事業の名称)

バイオマスの有効利用を図るための食品残さや間伐材等の収集・利用体制整備事業

(関係省庁名)

「バイオマス・ニッポン総合戦略」 関係府省

(内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省)

事業の概要

バイオマスの利活用は、地球温暖化防止、循環型社会の形成、農山漁村の活性化に資するとともに、従来の食料等の生産の枠を超えた農林水産業の新たな領域を開拓するものである。

バイオマス利活用を行うためには、地域に広く・薄く存在しているバイオマス資源をいかに効率よく収集・運搬するかということが重要である。

しかしながら、林地残材等の未利用バイオマスは、収集・運搬コストが高く、ほとんど利用されていない状況である。また、食品廃棄物等の廃棄物系バイオマスについても、リサイクルに適した品質の高い原料を分別・収集することが困難である。

このため、こうした課題を解決するため、バイオマス利活用事業を行う民間事業者がバイオマス資源を収集・運搬に係る人材を確保するために新たに雇用する取組を支援する。また、こうした取組により、バイオマス資源を安定的に確保することで、バイオマス製品や、木質ペレットストーブ等のバイオマス製品を利用する機器の製造・販売の拡大が期待され、これに係る新たな雇用に対しても支援する。

(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)  
該当なし

(期待される効果)

定性的効果：バイオマス資源の収集・運搬、バイオマス製品及びバイオマス製品を利用するための機器の製造・販売に係る人材確保により、バイオマスの原料調達から利用まで一貫した総合利活用システムが確立し、地球温暖化防止、循環型社会の形成、農山漁村の活性化に資する。

(先行事例)  
市町村が中心となつて地域関係者の連携の下、総合的なバイオマス利活用システムを構築する「バイオマステウン」の取組を推進（平成21年1月末現在：163構想）  
(期間後の取扱い)  
民間企業におけるバイオマス利活用事業の継続実施

(関係省庁担当者連絡先)  
農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課 課長補佐 松尾 / 係長 佐藤・係長 上條  
電話番号：03-3502-8458 / ファックス：03-3502-8274

(関連分野)

農林水産業

(事業の名称)

地域ぐるみでの間伐及び間伐材等の利用の推進

(関係省庁名)

林野庁

**事業の概要**

・**地域ぐるみでの間伐及び間伐材等の利用の推進**

森林境界の明確化や所有者確認、路網整備等を進めつつ、地域ぐるみで間伐を促進するとともに、森林内に切捨てられている間伐材等の資源を地域内でエネルギー等に有効活用する、供給・利用一体となつた事業を実施。

(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)

搬出された木質バイオマスを加工・利用するための施設等(チップ・ペレット加工施設、燃焼利用施設など)が未整備の場合、これら施設の整備又は近隣施設の連携等が必要となる。モデル事業として即効性のある事業展開を図る上では、これら施設が整った地域で行うことが有効。

**(期待される効果)**

定性的効果：国内の森林資源が有效地に活用されることにより、これまで原油等の海外資源に依存していたエネルギー等の自給に資するとともに、カーボンニュートラルな木材を使うことにより低炭素社会の構築につながるものと見込まれる。また、CO<sub>2</sub>の排出削減量を販売することも可能となり、これにより山村地域における総所得の向上・内需の拡大が期待でき、景気後退からの脱却からの一助になることが期待される。

**(先行事例)**

(期間後の取扱い)

特になし

**(関係省庁担当者連絡先)**

農林水産省林野庁経営課林業労働対策室 経営対策官 藤岡

電話番号：03-3502-1629 / ファックス：03-3502-1649

(関連分野) 農林水産業	(事業の名称) 先駆的ビジネス連携・雇用支援事業
(関係省庁名) 農林水産省	<b>事業の概要</b>
(事業内容) 漁業への新規参入を促進するため、異業種（水産流通・加工業者等）のノウハウや技術等を活用して、漁業の生産から加工・流通・販売までの分野にわたる新たなビジネスの事業化及び雇用創出に係る経費を支援。	(事業採択の基準) 原則として、都道府県の自由設計。
(事業申請者の要件) 国が支援する漁業担い手確保・育成対策事業のうち先駆的ビジネスプラン支援事業の認定ビジネスプランとして採択されていること。	(関係者の役割) 都道府県：都道府県基金から認定ビジネスプランの事業者への助成。 国：事業運営全般に関する相談・助言
(事業展開に必要となる事項・規制緩和など) 制度改正：特になし	(期待される効果) 定性的効果： <ul style="list-style-type: none"><li>・ 意欲・能力の高い異業種の漁業生産サイドへの参入により、漁業・漁村の活性化が図られる。</li><li>・ 異業種の加工技術の活用や流通構造の改革により、漁業者の収益向上が見込まれる。</li><li>・ 漁村における新たな起業の創出が見込まれる。</li></ul>
(先行事例) 愛知県大手外食チェーン店とのタイアップによる未利用魚やマイナー魚の販売促進を加工・販売業者が漁業者と連携して実施。	(期間後の取扱い) 本事業により事業化したビジネスプランについては、助成期間終了後には、(本事業による支援を用いない)自立した事業として実施。
(関係省庁担当者連絡先) 農林水産省水産庁企画課 課長補佐 山下 / 係長 岡田 電話番号：03-6744-2340 / ファックス：03-3501-5097	

(関連分野) 農林水産業
(事業の名称) 輸出促進アドバイザー
(関係省庁名) 農林水産省
<b>事業の概要</b>
(事業内容) <ul style="list-style-type: none"> <li>新たに農林水産物・食品の輸出に取り組む農林漁業者、地域商社等に対し、農林水産物等の輸出プロジェクトに関する様々な支援を行う</li> <li>考えられる支援の形態は、個別相談会や講演会の開催、勉強会への講師の派遣、輸出関連書類の翻訳、個別の輸出プロジェクトへの専門的な助言・指導 等</li> </ul>
(人員の基準) <ul style="list-style-type: none"> <li>商社、輸送関連業者OBなど輸出に関する経験と知識を有する者</li> <li>金融機関OBなど組織運営に関する経験と知識を有する者</li> <li>英語、中国語、ロシア語等 外国語の知識を有する者</li> <li>その他 農林水産物等の輸出に関する知見やノウハウを有する者</li> </ul>
(利用料) <ul style="list-style-type: none"> <li>事業主体の自由設計 (原則的に無料とすることが望ましい)</li> </ul>
(その他) <ul style="list-style-type: none"> <li>明確な目標立てを行う具体的な輸出の取組に対しては、国の補助制度(輸出促進対策等)を活用することが可能</li> <li>(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)なし</li> </ul>
(期待される効果) <p>定性的効果：地域の活性化、所得の向上、地域イメージ(地域ブランド)の向上</p> <p>(先行事例) 岐阜県において、農業・食品分野の顧問として雇用した上で、輸出促進に関するアドバイスの提供を受けている事例がある</p> <p>(期間後の取扱い) 個々の輸出プロジェクトが軌道に乗った場合等にあっては、輸出関係企業への直接雇用等も想定される</p>
(関係省庁担当者連絡先) <p>農林水産省大臣官房国際部貿易関税チーム輸出促進室 課長補佐 長野 / 係長 川上 電話番号：03-3502-3408 / ファックス：03-3502-0735</p>

(関連分野) 農林水産業	(事業の名称) 中小食品小売業者による産地からの共同調達の取組
(関係省庁名) 農林水産省	(事業の概要)
(事業の内容) <p>中小食品小売業者が共同して、マッチングや産地選定に係るコーディネーターを活用しつつ生鮮食料品を産地から直接調達する取組を行う場合、複数の産地から調達すること及び取引形態において複数年の出荷前契約が含まれていることを条件として、当該コーディネーターを活用した産地との調整や当該産地からの物流増に対応する場合における施設・機器整備に対し支援を行う。</p>	

(関係者の役割)

- ・市町村：実施主体への委託等
- ・都道府県：都道府県基金からの市町村への助成、市町村への全般的な相談・助言等
- ・国：食品流通機能合理化・高度化支援事業運営全般に関する相談・助言等

(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)

—

(期待される効果)

定性的効果：食品小売における消費者利便の向上及び地域商店街活性化

(先行事例)

—

(期間後の取扱い)

—

(関係省庁担当者連絡先)

農林水産省総合食料局流通課 課長補佐 石塚 / 係長 足立  
電話番号：03-3502-7659 / ファックス：03-3502-5336

(関連分野) 農林水産業	(事業の名称) 食品小売機能の強化	(関係省庁名) 農林水産省
<b>事業の概要</b>		
(事業内容)		
<p>中小食品小売業の有する機能の高度化を図るため、中小食品小売業者が、国産農林水産物の活用を増大させるとともに、自らが所属する商店街の活性化に貢献する「食品小売機能強化等計画」を策定し、①販売商品の付加価値向上や②食品販売サービスの機能強化の取組を行う場合に、その取組に必要な設備・機器をリース方式で導入する経費の一部を助成。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-販売商品の付加価値向上は、付加価値を高める食品の製造・加工、イートイン(店内飲食提供業務)等を行う取組。</li> <li>-食品販売サービスの機能強化は、生鮮三品の複数の取扱い、産直販売、宅配サービスや出張型車両販売等を行う取組。</li> </ul>		
(関係者の役割)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村：実施主体への委託等</li> <li>・都道府県：都道府県基金からの市町村への助成、市町村への全般的な相談・助言等</li> <li>・国：食品小売機能高度化促進事業の全般やカリキュラム作成等に関する相談・助言等</li> </ul>		
(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)		
(期待される効果)		
<p>定性的効果：農商工の連携の取組により、農林水産物の安定的な供給と中小食品小売業の発展が不可欠。このため、消費者ニーズに対応した販売商品の付加価値向上を図るとともに、食品販売サービスの機能強化により、利便性の高い商店街の振興と農林水産業の発展が図られる。</p>		
(先行事例)		
(期間後の取扱い)		
<p>(関係省庁担当者連絡先)</p> <p>農林水産省総合食料局流通課 課長補佐 廣川 / 係長 池畠 電話番号：03-3502-7659 (直通) / ファックス：03-3502-5336</p>		

(関連分野)  
農林水産業

(事業の名称)

米粉・飼料用米生産・流通ビジネス支援事業

(関係省庁名)

農林水産省

**事業の概要**

(事業内容)

米粉・飼料用米について、生産・流通・加工・販売の各関係者による連携を前提に、生産から販売に係る雇用経費を支援する。

(事業の実施方法)

事業の実施に当たっては、以下の手順に従って行う。

- ① 生産・加工等の各関係者が共同で「生産製造連携事業計画」を作成し、農林水産大臣の認定を受ける。  
「生産製造連携事業計画」の認定を受けた生産者及び事業者は、都道府県又は市町村に事業の申請を行う。
- ② 都道府県又は市町村は、以下の要件を満たしていると判断した場合、「生産製造連携事業計画」の認定を受けた生産者及び事業者に当該事業を委託する。  
ア 「生産製造連携事業計画」の認定を受けていること  
イ 米粉・飼料用米の生産・流通・加工・販売に際して、新たに労働者を雇うこと  
ウ その他（本事業の趣旨に沿った要件を都道府県又は市町村が設定）

(その他の関連事業)

この他、「生産製造連携事業計画」の認定を受けた生産者及び事業者は、米粉・飼料用米の生産拡大や必要な機械・施設の整備等に対し、「水田等有効活用促進交付金」及び「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（新規需要米生産製造連携関連施設整備事業）」の支援を受けることができる。

(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)

本通常国会に提出を予定している「米穀の新用途への利用の促進に関する法律案（仮称）に基づき、「生産製造連携事業計画」を作成し、農林水産大臣の認定を受ける必要がある。

(期待される効果)

- 定性的効果
- ・ 米粉・飼料用米等の生産による水田のフル活用及び農村地域の活性化  
休耕田や耕作放棄地等において米粉・飼料用米等の生産を行うことにより、水田がフル活用されるとともに、耕作放棄地も解消し、農村地域の活性化が図られる。
  - ・ 米粉・飼料用米等の加工・販売による地域経済の活性化  
地域で生産された米粉・飼料用米等を加工・販売することにより、地域の農畜産物の生産・販売額が増加し、地域経済の活性化が図られる。

(先行事例)

○ 新潟県 新潟製粉  
○ 山形県 平田牧場

(期間後の取扱い)

平成24年度以降についても、「米穀の新用途への利用の促進に関する法律案(仮称)」に基づき、米粉・飼料用米等の利用拡大を推進する。

(関係省庁担当者連絡先)

農林水産省総合食料局食糧部計画課 課長補佐 武田 / 企画官 岡崎  
電話番号 : 03-3591-7889 / ファックス : 03-3508-2467

(関連分野) 農林水産業	(事業の名称) 農商工連携施設整備事業	(関係省庁名) 農林水産省
<b>事業の概要</b>		
(事業の内容) 農業者と食品製造業者が、地域の資源である農産物の安定的な取引関係を確立して行う、食品の生産、加工のために必要な施設整備に対し支援を行う。		
(関係者の役割)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村：事業実施主体への委託等</li> <li>・都道府県：都道府県基金からの市町村への助成、市町村への全般的な相談・助言等</li> <li>・国：農商工連携施設整備事業に関する相談・助言等</li> </ul>		
(事業展開に必要な事項・規制緩和など) —		
(期待される効果) 定性的効果：地域の中核産業である農業や商工業の振興による地域活性化		
(先行事例) —		
(期間後の取扱い) —		
(関係省庁担当者連絡先) 農林水産省総合食料局食品産業企画課 課長補佐 道替 / 専門官 吉沢 電話番号：03-6744-2063 / ファックス：03-3508-2417		

(関連分野) 農林水産業	(事業の名称) 国産粗飼料の広域流通を促進する事業
(関係省庁名) 農林水産省	(事業の概要)
(事業の内容) <ul style="list-style-type: none"> <li>・国産粗飼料の生産地を育成するため、地域に整備する流通拠点から畜産農家まで、粗飼料を運搬・流通させるシステムを構築。</li> <li>・国産粗飼料の生産地から利用側である畜産地帯へ流通させるための流通拠点となる粗飼料再成形施設での粗飼料保管、粗飼料の運搬等。</li> <li>・(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)特になし。</li> </ul>	
(期待される効果) <ul style="list-style-type: none"> <li>定性的効果：国産粗飼料の安定的な供給が実現。</li> <li>輸入飼料価格の高騰の中でも、力強い畜産経営が展開。</li> <li>国産粗飼料の安定的な供給が実現することにより、生産地帯が「粗飼料生産基地」として自立。</li> </ul>	

(先行事例)  
北九州の水田地帯から稻わらを収集し、南九州の稻わらの需要のある畜産地帯へ、稻わらを再成形して供給（全国農業協同組合連合会）。

(期間後の取扱い)  
自立した取組へ移行。

(関係省庁担当者連絡先)  
農林水産省生産局畜産部畜産振興課草地整備推進室 課長補佐 上原 / 係長 加川  
電話番号：03-6744-2399 / ファックス：03-3580-0078

(関連分野) 農林水産業	(事業の名称) 強い農業づくり交付金を活用した雇用創出対策
(関係省庁名) 農林水産省、厚生労働省	(事業の概要) (事業内容) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産地の競争力強化、農業生産の振興につながる農産物処理加工施設、農産物直売施設、集出荷貯蔵施設等の整備を行い、施設内の製造、集出荷ラインにおける作業や施設の管理、直売施設における販売、商品管理のための雇用を創出。</li> <li>・ 地元のハローワーク、農業改良普及所、農業高校、農業者大学校等との連携により、就職の斡旋、紹介、技術の取得、研修等を実施。</li> </ul>
(施設・職員等の基準)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として市町村の自由設計。ただし、(1) 施設については、補助金適正化法や建築基準法、消防法等関連法令の規定に留意する。</li> <li>・ (2) 職員については、1施設あたり25人程度の雇用を目安とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 適切な能力を有し、事業や研修を管理するコーディネーターを置く。</li> <li>② ハローワークとの連携により、離職者、雇止めされた派遣労働者等をできる限り優先的に採用する。</li> </ul> </li> </ul>
(委託費水準)	<p>原則として市町村の自由設計。</p> <p>ただし、施設のランニングコスト、運営経費を賄える水準であること。</p>
(関係者の役割)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村：実施主体（施設の整備、運営委託先の選定・監督）、連携体制の構築など。</li> <li>・ 都道府県：都道府県基金からの市町村への助成、市町村への全般的な相談・助言、連携体制の構築など。</li> <li>・ 国：事業運営全般に関する相談・助言</li> </ul>
(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)	
(期待される効果) 定性的効果：	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 農業の生産振興：農業が主たる産業である市町村において、更なる産地の競争力強化、担い手の育成等が図られる。</li> <li>② 安全・安心な農産物の消費者への提供：消費者の食の安全への関心が高まる中、</li> </ul>

地場産の安全・安心で新鮮な農産物を消費者に提供

③ 女性・高齢者の雇用確保：農産物直売所などでは、女性・高齢者の活躍も期待される。

④ 地域の活性化：農村部における雇用創出により、都会からのUターン、Iターン就職も見込まれ、地域の活性化につながる。

(先行事例)

(期間後の取扱い)

平成24年度以降も引き続き、施設の運営を維持し、雇用の確保

(関係省庁担当者連絡先)

農林水産省生産局総務課生産推進室 課長補佐 大西 正晃 係長 宮永 誠一

電話番号：03-3502-5945 / ファックス：03-3503-8518

(関連分野)

農林水産業

(事業の名称)

国産原材料供給力強化対策事業

(関係省庁名)

農林水産省

**事業の概要**

(事業内容) ※施設整備事業のみ抜粋

(1) 加工・業務用需要における国産原材料のシェア向上に向けて、食品製造業者等の多様なニーズに応える安定的な供給連鎖（サプライチェーン）構築のための取組に対して支援。

(2) また、食品製造業者等が国産原材料の安定調達を図る上で必要な取組を支援。

**(事業実施主体)**

地区推進事業（ソフト）を実施する国産原材料供給・利用協議会の構成員である生産者、中間事業者、食品製造業者等

**(補助率)**

2分の1以内

**(事業内容)**

(1) 产地・生産者への支援

・適正品種の一斉導入を図るための共同育苗施設の整備

(2) 中間事業者への支援

・衛生的なパッキングラインの整備

・完全コードチェーン化のための保冷施設の整備

・衛生的な加工施設の整備

(3) 食品製造業者への支援

・光センサー選果による糖度分析に対応した集出荷施設の整備 等

・完全コードチェーン化のための保冷施設の整備

・HACCPに対応した加工ラインの整備 等

(4) 採択要件

・地区推進事業と一体的に実施すること

・国産原材料の取引契約を締結していること

・事業実施による成果目標を定めていること

・受益農家が3戸以上であること

(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)

制度改正：特になし

(期待される効果)

定性的効果：

- ① 供給連鎖（サプライチェーン）の構築：国産農畜産物の加工・業務用仕向け出荷量の増加に伴い、農業経営の安定化、経営規模が拡大。
- ② 中間事業者の育成・確保：産地と食品製造業者をつなぐ核となる者（中間事業者）を育成。

（先行事例）

- ① JAが契約取引により、卸売業者（中間事業者）を通して全国展開している外食事業者にキャベツを供給。複数の産地と契約することにより周年安定供給体制を実現し、契約取引に参加する生産者や作付面積が増加。
- ② 農業生産法人が、契約取引により卸売業者（中間事業者）を通して全国展開しているコンビニエンスストアにほうれんそうを供給。生産法人は契約取引に参加する生産者を多く取り込むことにより安定生産を実現し、取引量が大幅に増加。

（期間後の取扱い）

平成23年度までを想定しているが、事業効果等の検証を踏まえて延長することを考えている。

（関係省庁担当者連絡先）

農林水産省生産局生産流通振興課 課長補佐 清水 / 級長 松室  
電話番号：03-6744-2113 / ファックス：03-3502-0889

(関連分野) 農林水産業	
(事業の名称) 地産地消モデルタウン事業	
(関係省庁名) なし	
事業の概要 (事業内容)	
(1) 農業だけでなく、給食、商工、観光業等の地域の関係者が連携し、地域一体となって地産地消に取り組む「地産地消モデルタウン」を支援。 (2) 農産物直売所を中心として、高齢者や小規模農家など多様な主体が活躍できる少量多品目の生産・流通体制を確立するため、新規作物の導入、リース方式でのハウス導入、高齢者でも対応できる集出荷システムの構築などを支援。 (3) こうした支援に加えて、平成21年度から、学校給食や社員食堂等に地場農産物を安定的に供給する取組や、量販店等において地場産物を販売するインシヨップの取組など、地産地消の新たなモデルの構築を支援。	
(事業展開に必要となる事項・規制緩和など) 制度改正：特になし	
(期待される効果) 定性的効果：	
(1) 生産者と消費者の結びつきの強化 (2) 高齢・小規模農家の所得機会を創出するなど地域農業、関連産業の活性化 (3) 食と農の理解の増進 (4) 地産地消により輸送距離の削減が図られることによる地球温暖化の防止	
(先行事例) 氷見市における農産物処理加工施設の整備（平成19年度地産地消モデルタウン事業） (期間後の取扱い) 設置主体等による対応	
(関係省庁担当者連絡先) 農林水産省生産局技術普及課 課長補佐（地産地消企画班）高橋 / 藤原 電話番号：03-6744-2110 / ファックス：03-3597-0142	

(関連分野)	農林水産業
(事業の名称)	たい肥の流通・利用促進支援事業
(関係省庁名)	農林水産省
<b>事業の概要</b>	
(事業の内容)	<ul style="list-style-type: none"> <li>耕畜連携の下で、地域で生産した「たい肥」の流通・利用を促進する。</li> <li>たい肥の製造、運搬、散布を実施する事業について作業員を配置する。</li> </ul>
(設備・人員等の基準)	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、市町村の自由設計。</li> <li>職員について、離職者、雇止めされた派遣労働者等をできる限り優先的に採用する。</li> </ul>
(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>特になし</li> </ul>
(期待される効果)	
定性的効果:	<ul style="list-style-type: none"> <li>たい肥製造、運搬、散布に係る人員確保によりたい肥施用量の増加や耕畜連携の推進が図られる。</li> </ul>
(先行事例)	
(期間後の取扱い)	
未定	
(関係省庁担当者連絡先)	
農林水産省生産局農業環境対策課 課長補佐 二階堂 / 係長 鈴木 電話番号 : 03-3502-5956 / ファックス : 03-3502-0869	

(関連分野)

農林水産業

(事業の名称)

地域農業の担い手の経営多角化や経営規模拡大を推進する事業

(関係省庁名)

農林水産省

**事業の概要**

(事業内容)

- ・ 地域農業の担い手自らが新規作物の導入、作付規模の拡大、直売所での販売や加工分野への進出により新たな雇用が創出され、担い手の経営発展が図られる。
- ・ 農業者が他の農業者や食品メーカー等の事業者と連携して、消費者ニーズを捉えた作物の導入や新商品の開発等に取り組むことにより、新たな雇用が創出され、地域農業の発展・活性化が図られる。

(設備・人員等の基準等)

・ 都道府県・市町村の自由設計

(対象者)

・ 都道府県・市町村の自由設計。目安としては、認定農業者や農業法人など地域農業の担い手。

(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)

(期待される効果)

・ 定性的効果：地域経済の活性化

(先行事例)

- ・ 新規作物（じやがいも）を導入し、大手食品メーカーと結びついて販売するとともに、百貨店等を通じて数種類のイモを詰め合わせティスティングポテトとして消費者にも販売している。(株) 黄金崎農場（青森県）
- ・ 高品質な農産物を生産する農業者を集めて、会員制の農産物直売所「みずほの村市場」で販売。(株) みずほ（茨城県）
- ・ 自社で生産したもち米を利用して「豆板餅」をつくるなど加工分野に進出するとともに、自社で生産した農産物や加工品を直売所で販売。(株) 六星（石川県）

(期間後の取扱い)

雇用が継続されるための方策も検討

(関係省庁担当者連絡先)

農林水産省経営局経営政策課 課長補佐 森 / 係長 安浪

電話番号：03-6744-2143 / ファックス：03-3502-6007

(関連分野)  
農林水産業

(事業の名称)

農山漁村地域力発掘支援モデル事業の推進に伴う雇用創出

(関係省庁名)

農林水産省、厚生労働省

**事業の概要**

下記の「農山漁村（ふるさと）地域力発掘支援モデル事業」（農林水産省の補助事業）において、地域協議会（補助事業者）が行う農山漁村の活性化等に向けた様々な取組のうち、今後ビジネス等として、農産物直売所、農家レストラン等の交流施設の運営等に関する事業化が実現し新たな雇用が創出された場合には、その雇用に係る人件費として「ふるさと雇用再生特別交付金」に基づく都道府県基金を活用することが可能。

「農山漁村（ふるさと）地域力発掘支援モデル事業」について

**1. 趣旨**

(1) 農山漁村は、農林漁業、伝統文化、生活、自然、景観等で成り立っており、このような有形・無形の資源からなる農山漁村生活空間は、農山漁村の活力の場であるとともに、広くこれを開放することにより国民全体にやすらぎを与える等の利益を提供するものである。

(2) このような農山漁村の持続的な発展の基礎ともいべき農山漁村生活空間は、現在急速に活力を失いつつあり、農山漁村の活力を高め、持続的な発展を期すためには、これを早急に保全し、その活用を通じて経済活動の活性化や都市と農山漁村の交流等の促進につなげていくことが重要となっている。

(3) このため、地域住民や都市住民、NPO、企業等の多様な主体を地域づくりの新たな担い手として捉え、これらの協働により、この農山漁村地域の持続的な発展の基礎をなす「農山漁村生活空間」を保全・活用し、持続可能で活力ある農山漁村を実現するモデル的な取組を直接支援する。

**2. 事業内容**

**(1) 地域活動支援事業**

1) ふるさとづくり計画に基づく実践活動を実施し、併せて自ら活動を評価検証する。

**<活動の要件>**

以下のようなテーマに沿った、有形無形の地域資源の保全、継承、活用のための活動であって、地域活性化や都市と農山漁村の交流に資する活動であること。

- ①「農林漁業」に関連した農山漁村の伝統文化の保全・復活等に向けた活動
  - ・・・農山漁村の伝統的な祭り・芸能・行事・祭祀・匠の技の保全・復活、鎮守の森の保全、地域のお宝発掘調査等
  - ②個性的で魅力ある地域固有の風景づくり等に向けた活動

・・・屋敷林や茅葺屋根など統一的なコンセプト（色合い・形状）による村づくり、やすらぎを与える水辺空間の創設等

③古民家等の農山漁村にある地域資源を活用した村おこしに向けた活動

・・・農家等の廃屋利用による宿泊受け入れ、地域の特産品開発・直売、農業体

験交流活動等

## (2) 地域活動推進事業

(略)

### 3. 事業実施主体等

(1) 事業実施主体：民間団体

(2) 補助率：定額

(3) 事業実施期間：平成20年度～平成24年度

(2) (1)については、継続地区のみ)

### (事業展開に必要となる事項・規制緩和など)

特になし

(期待される効果)  
定性的効果：農産物直売所、農家レストラン等の交流施設の運営が事業化されることに伴う雇用の創出

### (先行事例)

実例としては把握していない。(現時点では事業開始から1年を経過しておらず、事業計画をいまだ策定中であるなど地域協議会の活動はまだ本格化していない状況。)

### (期間後の取扱い)

各事業の継続に必要な人材であることから、期間後についても、引き続き雇用されると考えられる。

### (関係省庁担当者連絡先)

農林水産省農山村振興局都市農村交流課 課長補佐 増田 / 計画係長 佐藤  
電話番号：03-3502-5946 / ファックス：03-3595-6340

(関連分野) 農林水産業
(事業の名称) 土地改良施設の安全対策支援
(関係省庁名) 農林水産省
<b>事業の概要</b>
(事業内容) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地改良区と国営事業所とが連携し、造成中の国営造成施設及び既設土地改良施設の安全対策の一環として、巡回による施設の安全パトロール、草刈り等を実施。</li> </ul>
<b>(事業実施主体)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地改良区が事業を実施し、国営事業所が指導、助言を行う。</li> </ul>
<b>(費用)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要経費は、人件費（人數×雇用日数）と事務経費</li> </ul>
<b>(関係者の役割)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地改良区・・・国営事業所と連携して直接業務を運営し、必要な労働者、離職者等を雇用する。</li> <li>・ 国営事業所・・・国営造成施設について土地改良区を指導、助言する。</li> </ul>
<b>(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制度改正：特になし</li> </ul>
<b>(期待される効果)</b>
<b>定性的効果：</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 土地改良施設の安全点検、草刈り等の実施により、地域住民等の事故防止を図り、安全で快適な農村環境整備に貢献。</li> <li>② 土地改良施設の安全点検等の作業を通じ、農業農村への理解を醸成するとともに、農業農村分野での就農をも支援。</li> </ul>
<b>(先行事例)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ なし</li> </ul>
<b>(期間後の取扱い)</b>
(関係省庁担当者連絡先)
農林水産省農村振興局設計課 課長補佐 久保/係長 小倉 電話番号：03-3591-5798 / ファックス：03-3500-4053

(関連分野) 農林水産業	(事業の名称) 地域ぐるみの農産物直売所活用事業
(関係省庁名) 農林水産省	(事業の概要)
(事業内容) 農業者と地域住民等の農業者以外の多様な主体が参画した民間団体等が農産物直売所や農家レストランなどを活用して地域振興を行う。 具体的には以下のようない活動。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 農産物直売所、農家レストランの運営・管理</li><li>・ 化学肥料や化学合成農薬をできるだけ使わない農産物の広報活動 等</li></ul> (事業展開に必要となる事項・規制緩和など) 制度改正: 特になし	(期待される効果) (先行事例) (期間後の取扱い)
(関係省庁担当者連絡先) 農林水産省農村振興局農地資源課 課長補佐 都築 / 係長 大須賀 電話番号: 03-6744-2447 / ファックス: 03-3592-0302	

(関連分野)

農林水産業

(事業の名称)

生産力の低下により低利用となつてゐる農地の再生事業

(関係省庁名)

農林水産省

**事業の概要**

(事業内容)

- ・現在、様々な要因により作物の収量等が低下し低利用の状況にある農地を再生するため、草刈り、石けき除去、土壤改良資材や堆肥などの投入を実施。
- ・市町村が当該農地の農業者等から事業活用の有無を聞き取り、活用する場合は、土地改良区、シルバー人材センター、地元建設会社等に委託することを想定。
- ・事業実施に必要な機材はリース等で対応。

(受託先の基準)

- ・受託先の選定においては、ハローワークと連携し、離職者、雇止めされた派遣労働者などを雇用したところを優先的に選定する。

(委託費水準)

・市町村の自由設計、目安としては、1ha当たり100万円

(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)

(期待される効果)

定性的効果：

低生産性の農地を高生産性の農地に再生することにより自給力の向上に貢献

(先行事例)

特になし

(期間後の取扱い)

- ・本事業は雇用対策のための緊急的な事業であるため、平成24年度以降は、既存制度を活用した事業に切り替える。

(関係省庁担当者連絡先)

農林水産省農村振興局農地資源課 課長補佐 鹿嶋 / 係長 菊池

電話番号：03-6744-2207 / ファックス：03-3501-5126

(関連分野)

農林水産業

(事業の名称)

新規雇用拡大漁船リース事業

(関係省庁名)

農林水産省

**事業の概要**

(事業内容)

新規漁業就業者の経営初期投資の軽減を図ることにより、漁業分野における雇用拡大を図るため、漁船リースをする者に対する助成を行う。

(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)

制度改正：特になし

(期待される効果)

定性的効果：

- ・ 意欲・能力の高い新規漁業就業者の確保により、漁業・漁村の活性化が図られる。
- ・ 渔村における新たな起業の創出が見込まれる。

(先行事例)

・ 鳥取県、山口県、長崎県において、類似の事業が実施されているが、量的にも地域的にも拡大が必要。

(期間後の取扱い)

- ・ リース助成期間終了後には、自立した漁業者として活動。

(関係省庁担当者連絡先)

農林水産省水産庁企画課 課長補佐 山下 / 係長 岡田

電話番号：03-6744-2340 / ファックス：03-3501-5097

(関連分野) 農林水産業	(事業の名称) オーガニックモデルタウン支援
(関係省庁名) 農林水産省	
<b>事業の概要</b>	
(事業の内容)	
<p>オーガニックモデルタウンの核となる有機農業推進協議会の事務局における事務作業をはじめ、地域における有機農業技術研修、勉強会のための資料作成、有機JAS登録認定等の事務手続き、有機農産物直売所での販売促進活動、シンポジウム開催のための実務の手伝いなど、地域における消費者及び農業者、農業者組織、直売所、有機農産物取り扱い業者、登録認定機関等の連携を強化し、有機農業推進ための取組を支援するための実務的サービスを提供。</p>	
(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)	
特になし	
(期待される効果)	
定性的効果： 有機農業の取組の拡大、就農・研修機会の増加、消費者の有機農業に対する理解の増進	
(先行事例)	
小川町：小川町有機農業推進協議会 高島市：高島市有機農業推進協議会	
(期間後の取扱い)	
雇用期間以降は、既存制度があれば切り替える。	
(関係省庁担当者連絡先)	
農林水産省生産局農業環境対策課 課長補佐 堀川 / 係長 上原 電話番号：03-6744-2114 / ファックス：03-3502-0869	

(関連分野)  
農林水産業

(事業の名称)  
農業体験型宿泊施設及び農家レストラン

(関係省庁名)  
経済産業省

**事業の概要**

(事業内容)

- ・農業者の高齢化、農産物の市場価格の低迷及び低価格な輸入農産物問題等の影響により、廃園、放任園が存在する地域において、廃校の活用・新たな施設の建設により「農業体験型宿泊施設及び農家レストラン」を設置し、観光客の誘致を図る。
- ・地元のハローワーク、自治体、農家、JA、地域の活動組織等と連携し、未経験者の研修を雇用下で実施。
- ・研修期間は従事内容により異なる。

(設備・人員等の基準)

- ・原則として、事業者の自由設計。

ただし、建築基準法、消防法、旅館業法、食品衛生法等に留意。

(利用者の規模)

- ・事業者の自由設計、施設規模に応じ利用者数を決定。

(利用料)

・事業者の自由設計。

(関係者の役割)

- ・民間事業者：実施主体
- ・市町村：連携体制の構築支援、廃校舎等の譲渡。事業者への施設整備費用の助成。
- ・都道府県：基金からの市町村への助成、連携体制構築支援。
- ・国：事業に関する相談、助言等。

(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)

- ・不詳

(期待される効果)

定性的効果：

- ・遊休地、廃園等の解消、地域の担い手及び労働力不足の解消。
- ・地域コミュニティの活性化。

(先行事例)

- ・和歌山県：農業法人株式会社秋津野  
地域住民の出資による「農業法人株式会社秋津野」を設立し、廃校舎を活用した農業体験型宿泊施設「秋津野ガルテン」及び農家レストランを運営。  
その他、農産品の直売所「きてら」も運営。

秋津野ガルテン HP

<http://agarten.jp/>

(期間後の取扱い)

(関係省庁担当者連絡先)

経済産業省地域経済産業グループ地域経済産業政策課

電話番号 : 03- 3501-1697 / ファックス : 03- 3580-6389

経済産業省地域経済産業グループ立地環境整備課

電話番号 : 03- 3501-0645 / ファックス : 03- 3501-6231